

事 務 連 絡  
平成20年4月30日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(韓国産パプリカ)

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成20年3月31日付け事務連絡)の別添1の2の別表9によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府においてパプリカ(ジャンボピーマン)に係る登録業者の追加選定が行われたことから、別表9を別紙のとおり改正するので御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。